

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年1月13日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今日は、『茹でガエル』にならないということをお話したい。去年1年間はコロナ禍で覆い尽くされた世界であったが、新年を迎えても、残念ながら気分一新というわけにはいかずに、また今年もコロナ禍に向き合っていかなければならないと思っている。そういう中で人間は、誰しもであるが、現状を肯定し、現状の延長線上でなんとかなるといふ思いが強いと思うし、生活面でも、仕事の面でも変えていくことに対しては、どうしても抵抗感があるもので、年を重ねる毎にその傾向はどんどん強くなっていくと一般的に言われている。このコロナ禍の中で我々は色々な意味で行動変容を迫られている。あまりにも急激な変化が生じており、その変化が非常に大きく、幅が広い。このような中で、我々は色々な対応をしていかなければならないが、そのコロナ禍が我々に対して、『茹でガエル』になるなという警鐘を強く打ち出してきているのではないかと感じている。従って、今年1年間、しっかり変化に向き合って変えるべきところ変える。そして、きちんと守っていくところは守り通していくということを心掛けてやっていくべきであろうと考えているので、1年間よろしくお願ひしたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 第3四半期における監察の実施結果について

警察本部から、「昨年10月から12月までにおける監察の実施結果について報告する。総合監察は、8署に対して実施した。良好と認められる事項は、署長以下全署員が私生活の充実、士気高揚等を図って非違事案の絶無に努めている署や人身安全関連事案管理簿の全てに署長指示事項が記載され管理が徹底されている署があったことであり、指摘・指導事項は、人身安全事案に関して連絡基準に沿った安心コールを実施していない署や各種簿冊の不備等が数署で見受けられたことである。業務監察は、12月12日から同月22日までの間、6警察署に対して実施し、指摘事項は、装備品の保管状況及び公用車の無施錠であった。また、10月6日から12月23日までの間、10箇所の交番及び50箇所の駐在所の業務監察を実施し、指摘事項は、装備品の保管状況や幹部による装備品の点検未実施等であった。指摘

- ・指導事項については、それぞれ是正するよう指導している。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「先日、無人の交番に侵入しての強制わいせつ事件が報道されたが、数年前は交番の警察官を狙って拳銃を奪取した事案もあり、良からぬことをしようとする人間は、警察署ではなく、交番や駐在所を狙うことが考えられる。各交番や駐在所を督励し、地域住民と接しやすい雰囲気を考えたりと頑張っていることは非常に良く分かるが、それと管理は別のことだろうと思うので、交番・駐在所の管理の部分は徹底していただきたい。」

→本部発言

「県内約半数の交番駐在所の監察を抜き打ちで行っているほか、地域課では年間一巡して職員の受傷事故防止関係について指導を行っている。委員の御指摘も含めて更に徹底したい。」

《 委員発言 》

「抜き打ちで行うことにより見えることもあるが、署長や副署長等が定期的に回ることでしっかり意識付けさせることも一つの方法であるとする。各署における巡視体制を工夫していただきたい。」

→本部発言

「警察署では、署長と地域課長が定期的に巡視している。また休みの駐在所に立ち寄ることもあり、その際に悩み事を聞くなど話しやすい環境も考えながら行っている署もあることから、委員の御指摘を踏まえ、今後も継続させたい。」

《 委員発言 》

「指摘、指導事項に関しては、軽微なことと重大なことの程度に応じて分けて、その重要度に応じた指導が必要であると思うので検討していただければと思う。」

【生活安全部議題】

○ 猟銃安全指導委員の委嘱について

警察本部から、「猟銃安全指導委員の委嘱について御決裁を仰ぎたい。猟銃安全指導委員については、銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項を根拠に委嘱しているもので、都道府県公安委員会は、猟銃による事故等の絶無を期すために、猟銃の所持許可を受けた者であって、人格識見に優れた者のうちから、地域の特性に応じた猟銃所持者に対する助言、民間団体が行う活動への協力その他の猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動を職務とする猟銃安全指導委員について委嘱することができるとされており、今次2年間の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱することとしたものである。委員に対しては、委嘱状を交付するとともに、猟銃安全指導委員規則に基づく委嘱時研修を実施予定である。」旨の説明があり、決裁をした。

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和2年10月～12月）について

警察本部から、「暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に基づく責任者講習の実施状況について、昨年10月から12月までの間に11回の講習を実施し、選任時講習受

講では建設業や運輸業、その他サービス業等の16業種158人、定期講習受講者では同じく建設業や運輸業、その他サービス業等の10業種293人、計451人が受講している。責任者講習では、最近における暴力団情勢、不当要求に対する対応要領及び岩手弁護士会による民事介入暴力等についての講話等を実施している。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で一定数の収容可能人数を確保するため、広い会場を借り換えしており、これによって、1回の受講可能人数が増え、第3四半期では前年同期に比べ受講者数が大幅に増加した。引き続き同対策を講じて実施していくこととする。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 令和2年中の交通事故発生状況について

警察本部から、「令和2年中の交通事故発生状況について報告する。全国では死者数が4年連続で戦後最少を更新するとともに初めて3,000人を下回ったが、第10次交通安全基本計画に掲げる令和2年までに2,500人以下とする目標は達成できなかった。次に、本県の状況については、発生件数は、17年連続の減少となり、ピークであった昭和47年と比較すると4分の1まで減少している。死者数は46人と前年比で1件の増加であったが、多くの県が減少しているため、全国ワースト11位となっている。月別発生状況について、発生件数は、2、6、11月が前年対比で増加したものの、その他は減少しており、特に、5月が4割近い減少となっている。死亡事故類型別構成率は、過去5年間の平均と昨年を構成率で対比したところ、人対車両が20.7ポイント減少しているものの、車両相互と車両単独がそれぞれ増加している。高齢者が関係する死亡事故の特徴は、死者に占める高齢死者の割合は67.4%で、前年より1.5ポイント減少したものの、未だ高い割合であり、全国を大きく上回っている。状態別では、自動車、二輪車等の運転中の死者が16人と前年比で11人増加し、半数以上を占めた。高齢ドライバーによる死亡事故は、前年と同数の18件であるが、類型別では、正面衝突、車両単独がそれぞれ4件増加している。高齢ドライバーによる死亡事故のうち、正面衝突、工作物衝突、踏外逸脱事故が12件と66.7%を占めている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「死者数が前年を上回ったが、50人を下回ったことは努力の結果と見ている。また歩行者安全対策についても、非常に顕著な成果を挙げていると思っている。反面、車両単独、車両相互の事故や高齢ドライバーによる交通死亡事故が多かったことから、引き続き歩行者の安全対策や高齢ドライバー対策を講じていただきたい。歩行者の場合は、夜行反射材の着用や交通安全機器を使って歩行の安全についての意識付けなどを図ることもできると思うが、ドライバー対策については、個々の生活状況によって運転の必要性が違いきめ細かい対応が求められると思うので、そのようなことを踏まえて、各署及び本部ではしっかり意識して取り組んでいただきたい。」

→本部発言

「高齢ドライバー対策については、昨年9月から、事故歴を有する高齢者の家庭を訪問してアドバイスする取組を行っており、今後も推進してまいりたい。また取締りにおいて検挙に至らない場合でも、積極的に注意喚起することが地道な作業ではあるが必要と考えている。」

【警備部議題】

○ 専決事務処理状況（令和2年10月～12月）について

警察本部から、「令和2年10月から12月までの間における集会、集団行進及び集団示威運動に関する専決事務処理状況について、集会の届出受理件数は4件と前年同期比で7件減少している。集団行進・集団示威運動の許可申請件数は20件と前年同期比で12件減少している。許可申請を受理し、不許可処分としたものや許可を取り消したものは無い。集会の実施件数は3件と前年同期比で5件減少している。集団行進・集団示威運動の実施件数は21件と前年同期比で5件減少している。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁
審査請求に対する弁明案の説明、決裁

○ 警務課

令和2年度留置施設実地監査の実施結果報告

○ 生活安全企画課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

○ 総務課

公安委員会あて苦情の処理結果の説明、決裁